

鹿児島県保健医療計画（第8次計画）素案（小児・小児救急医療）に係る
各委員からの御意見及び対応（案）

No	委員名	意見概要	対応（案）	関連箇所
1	池田会長	<p>ア 小児医療の提供体制の充実・強化 ・「病院勤務小児科医の勤務環境の改善や、地域において小児を担う医師の養成・確保に取り組みます」とあるが、具体的な取組の記載がないので、具体的な内容を記載した方がいいのではないかと。周産期も含め、医師の働き方改革の影響が大きいと思うので、その対応も含めた記載が必要ではないかと。</p>	<p>【医師・看護人材課】 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>・医師不足が深刻な小児科医等を確保するため、小児科等の専門研修医に対する奨励金の支給や医師修学資金貸与制度における特定診療科枠の設定など、地域において小児医療を担う医師の養成・確保に取り組みます。</p>	<p>資料2-2 P4 資料2-3 P4</p>
2	池田会長	<p>イ 小児医療の提供体制 ・第1回協議会の際、県小児科医学会会長から、鹿児島市夜間急病センターに協力する医師の高齢化により対応が困難になってきていること（開業医の高齢化の問題）、他県の都市部の中核医療機関でも夜間の対応が難しくなりつつあることなどを踏まえ、どういった医師が夜間の小児医療に対応しているか（夜間の小児救急の実態）を調べて欲しいとの意見が出されたが、そのことも踏まえた記載が必要ではないかと。</p>	<p>【子ども家庭課】 小児救急医療の対応については、【施策の方向性】「ア 小児医療の提供体制の充実・強化」において、「医療連携体制の充実・強化のため、初期救急医療については現行の在宅当番医制や夜間急病センターにおいて対応できる体制の確立や、第二次救急医療機関への紹介体制の充実などを図ります。」と記載しております。</p>	<p>資料2-2 P4 資料2-3 P4</p>
3	北村委員	<p>ウ 医療的ケア児等への支援の充実 ・「医療的ケアが必要な障害児等が、生活の場で必要な医療や療育等の支援を受けられる環境づくりを促進するため、関係者間による協議・意見交換を行うとともに、小児訪問看護の取組促進を図ります。」という部分を、「～個々の児の心身の状況及び親の負担を減らし、生活の場で適切な支援が受けられるよう、支援を行う施設の増設や維持に関しての体制整備や施設に対する支援に努めます。」と記載してはどうか。</p>	<p>【障害福祉課、子ども家庭課】 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>・医療的ケアが必要な障害児等に係る個々の心身の状況を踏まえ、家族の負担を減らし、生活の場で適切な支援が受けられるよう、必要な人材の育成や障害福祉サービス等への働きかけ・支援に努めるとともに、小児訪問看護の取組促進を図ります。</p>	<p>資料2-2 P5 資料2-3 P5</p>